

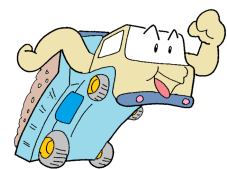
来年の申告所得税減額

**家族の年収を知らなければ
おおぞんするかも**

所得控除が55万円から65万円になります。そのため、年収の壁が103万円から160万円に変わります。年収が100万円前後の人は扶養になるかどうか、心配でしたが、それが160万円に引き上げられました。所得があるからと扶養でなかった人が扶養になるケースも増えます。

また、新たに特定親族特別控除ができ19才から23才未満の扶養者でアルバイトなどの年収が150万円以下の人であれば親にたいして63万円の控除が受けられます（188万円の場合は3万円と段階的に少なくなります）。家族の年収を聞いておきましょう。

家族の人で給与・年金をもらっている場合は源泉徴収 自営業などで申告している人は、所得金額をメモしておきましょう。



国交那賀川工事事務所

国の工事で白ナンバー排除 那賀川河川へ要請

長安ダム堆砂工事に、「入れることになっていった組合員から昨日、白ナンバーはダメと言われた」と11月27日の朝、連絡があり、昼休みに詳しく聞きました。

発注者は国交省那賀川事務所、ダムの堆砂除去工事で12月5日から入れるはずだったが、発注者と元請けが話し合い、白ナンバーはダメだと26日の夜に突然言われた。

組合員から業者には、機関誌ハンドル（国交徳島との交渉結果、今まで通り青・白関係ない）の文章をメールしたとのことでした。

組合しても発注者の那賀川河川事務所に連絡し夕方に交渉を取り付けました（急なので交渉は30分との条件付き）

那賀川河川事務所から事務とダムの副所長・総務課長が対応してくれました。

早速「白ナンバーだということ、組合員が排除された。次のダンプが決まる前に、要請に来たことを伝えました」

早急に排除撤回指導を

ダム副所長―排除の話は初めて聞きました。

組合から―この間の徳島トラ協が出した2通の文章と組合が訂正させた文章で、徳島での白ナンバー排除経過と組合の運動を説明しました。

2人の副所長は納得した様子でした。

ダムの副所長は「排除の実態を調査し、今まで通り、青白関係なく使うように、また12条団体を使用促進するように元請けに伝える」との回答でした。

組合の要請主旨

◆ダンプ持ち労働者であることとを毎年のダンプキャラバンで説明している。

◆組合が交通安全運動を熱心に行い、国・県などで12条団体と認められている。

◆背番号は業種を特定するものではなく安全運転のためにつけていること。

◆トラ協の一部の会員が仕事欲しさに白ナンバーを使わないうようにと、業者に連絡していることを説明しました。

東部県土整備局へ要請

県工事で、個人持ちダンプの申告に問題ありと投書がありました。内容は、申告書を出さないダンプを公共工事で使用するなど言う内容でした。

組合からは、要請主旨に基づいて説明し、この間の白トラ排除攻撃は、①白トラ文書②まる建はOK・まる販ダメ、③今回の申告問題と続いていること。現場から白排除がないよう指導を求めました。

東部県土整備局は、投書者にはきちんと説明。組合の要請内容を元請に伝えると回答。

いわる 年収の壁対策！（税関係）



配偶者や家族の収入が一定水準を超えると…

納税者の税負担増加

配偶者や大学生年代の子の就労調整



配偶者特別控除^{※1}
160万円に増額！

※1: 配偶者の方の収入が増えても世帯の手取りが逆転しない仕組み



特定親族特別控除^{※2}
大学生年代のみ
収入150万円までは控除額が減らない仕組みを導入！

※2: 特定扶養親族(19~22歳の親族)

※パート・アルバイト等で働く方ご本人の所得税の納付義務が発生する基準について、103万円から160万円に引き上げ

12月行事予定

5日 阿南会議
18日 徳島会議
19日 鮎喰会議

年末年始事務所休み
27日から4日まで

ダンプ組合の事務局を募集しています 紹介組合員に20万円を進呈

専従者2人のアトガマを募集しています。出来れば25才から35才ぐらいの人で、パソコンが多少でき、やる気があればOKです。

紹介してくれた人が、2年以上やめずに仕事を続ければ、紹介した組合員に20万円の謝礼を進呈します。

運行管理者試験

受付 12月8日～1月14日
試験 2月14日～3月15日

必要書類は、顔・免許証・基礎講習の終了書の写真が必要です。

税務調査についての 10の心得

みんなの知恵と経験を出し合って、
不当な税務調査を許さない
活動を強めましょう

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身に付けよう

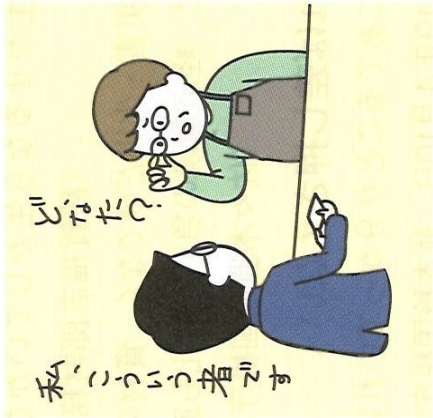
1



自主申告は
権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利
です (国税通則法16条)

2



相手の
身分確認を

税務署員の身分証明書(写真付)・質問
検査草を出させて相手の身分を確認する
こと (国税通則法74条13)

3



事前通知を
励行させよう

事前通知が義務化されました。調査
理由など11項目を確認すること (国税
通則法74条9、憲法13条・31条)。「調査理
由を開示すること」(第72回国会で請願
採択・1974年6月3日)

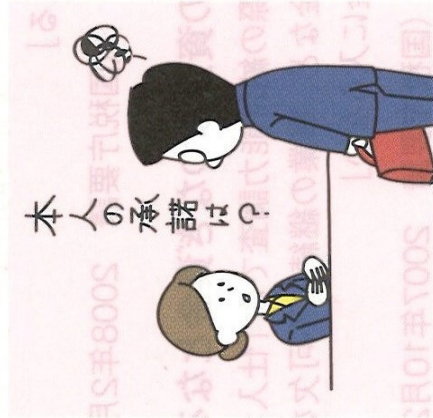
4



調査日時
の変更は可能

事前通知のない調査のときはその理由
を確認しましょう。調査の日時、場所につ
いて都合の悪いときは変更させることが
できます (国税通則法74条9、憲法13条・31
条、国税庁の税務運営方針)

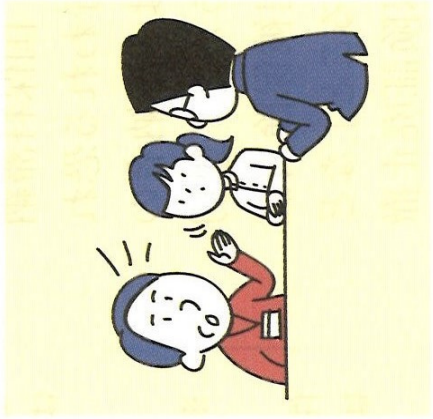
5



承諾なしの
反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行な
どの調査は断ること。「反面調査は客
観的にみてやむを得ないと認められた
場合に限り行う」(国税庁の税務運営
方針)

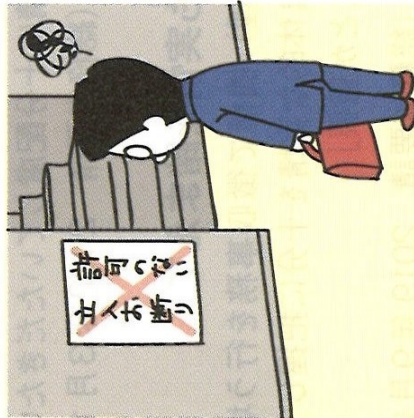
6



信頼できる
立会人を

納税者の権利を守るために、調査に
応じるときは信頼できる人の立ち会い
の上ですすめること。「立ち会い理由
の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁
判決1993年2月23日に確定)
質問応答記録書の作成は断る

8



承諾なしの
立ち入りは違法

納税者の承諾なしに工場や店内に入るこ
とは違法です。事務所、工場、店内、まして
自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状
なしで侵入、捜査および押収を受けること
のない権利」(憲法35条・住居の不可侵)

7



調査は
目的の範囲に
目的外は
ダメ!!

調査はその目的の範囲内に限定させ
ること。「資料の提供を求めたりする
場合においても、できるだけ納税者に
迷惑をかけないように注意する」(憲法
13条・31条、国税庁の税務運営方針)

9



勝手に
取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関
係書類などを調べることであり、承諾な
しに勝手に引き出しをあげたりする調査
は違法 (北村人権裁判・大阪高裁判決、1998
年3月19日に確定)。また、帳簿や伝票類の
勝手なコピー、パソコン内データのダウ
ンロードはさせないこと。調査記録を開示
させ恣意的な調査をやめさせる

10



サインは命

サインは命。税務署員に求められた場
合、修正申告書に限らずどんな書類(質
問応答記録書など)でもその場ですぐサ
インせず、よく考えてからにすること
(公務員の職権乱用罪・刑法193条)